

2002年10月18日

経済産業大臣 平沼 赳夫 様
資源エネルギー庁長官 岡本 巖 様
原子力安全・保安院長 佐々木 宜彦 様

原発検査に「維持基準」や「インセンティブ規制」を 導入しないで下さい プルサーマル計画を白紙撤回し 六ヶ所再処理工場を稼働させないで下さい 核燃料サイクル政策を抜本的に転換して下さい

若狭連帯行動ネットワーク

東京電力による原発の自主点検データ改ざん事件が8月29日に公表されて以降、電力各社が類似の不正を抱えていることが次々に暴露されています。その過程で、原子力安全・保安院の検査・調査能力に大きな限界があることも露呈しています。村田成二経済産業省事務次官が9月30日の会見で「圧倒的に専門家が少なすぎる」と漏らし、立ち入り調査した保安院職員は「わからないことが多く苦労した。辞書を引きながら外国語を読むのに近かった。」と明かしています(10/2付毎日新聞)。他方、東京電力の社内調査関係者は「自主点検分でいくら不正があっても、刑事告発されないのは分かっていた」とうそぶいています(10/2付読売新聞)。この体たらくでは刑事告発も行政処分もできないのは当然でしょう。

にもかかわらず、経済産業省は原発検査制度を強化するどころか、来年度から大幅に緩和しようとしています。検査に「維持基準」を導入し、電力会社が勝手に判断できるように緩和する一方、独立行政法人を設立して検査業務を原子力安全・保安院から委託させ、原子力安全管理体制をますます骨抜きにしようとしています。これらは検査の一層の手抜きによって原発の設備利用率を高め、原発の経済性の悪化を食い止めようとするものです。経済性追求のための原発の強行運転やコスト削減に拍車をかけます。これではJCO事故の教訓が生かされません。原発重大事故が日本で起こってしまうのではないかと危惧します。

また、福井に続き、福島と新潟でもプルサーマル計画が中止され、日本のどの原発でもプルサーマル計画を行えるところはありません。硬直したプルトニウム利用政策を転換するには絶好の機会です。官僚的な発想を捨て、現実を直視し、プルサーマル計画を白紙撤回し、プルトニウム利用政策を中止し、核燃料サイクル政策について国民的討論を巻き起こすべきです。

ここに、以下の申し入れを行いますので、真摯に対応されるよう期待します。また、文書回答を頂ければ、有り難く存じます。

1. 原発を所有する全電力会社に、原発を直ちに停止させ、すでに交換した機器を含めて、定期検査と自主点検の徹底した総点検を行い、検査記録の机上チェックだけでなく、交換した機器も含めて、可能な限り現品と照合し、不正の有無をチェックするよう原子力安全・保安院に強く指示して下さい

い。そのために保安院職員の質と量を抜本的に拡充して下さい。原子力安全・保安院だけでなく、原発推進に批判的な者を含めた第三者のチェック機関でそれを監査させて下さい。

2. 東京電力では29件の不正に関して社長・会長らが辞任しましたが、9月27日の政府関係者6名の処分は軽すぎます。貴職の報酬20% 2ヶ月間自主返納は処分ですらありません。経済産業省の原子力安全・保安院による定期検査、自主点検のチェック・保安検査、定期安全レビューなどが全くの形式に終始し、記録の机上チェックを重視するずさんなものだったため、これらの不正が長期にわたって続いてきたのです。内部告発がなければ、将来にわたって不問に付され続けたかもしれません。貴職の姿勢からは、その責任の片鱗すら感じ取れません。厳正なる重い処分によって経済産業省と原子力安全・保安院の責任を明確にして下さい。
3. 原発の検査に「維持基準」を導入しないで下さい。異常報告の少ない原発の定期検査間隔を18ヶ月にも延ばす「インセンティブ規制」を導入しないで下さい。原発が老劣化しても新設時の技術基準を厳守させるように検査制度の抜本的強化を図って下さい。
4. 余りに貧弱な検査・調査能力しかない原子力安全・保安院を抜本的に質・量ともに拡充し、経済産業省はもとより原子力推進行政全般から独立させて下さい。来年度前倒し設立予定の独立行政法人「原子力安全基盤機構」(仮称)に対し、原子力安全・保安院が本来厳正に行うべき定期検査・保安検査を業務委託しないで下さい。原子力安全・保安院の行う安全規制をダブルチェックし、検査基準や検査システムを監査する強力な調査権限を有する監査機関を原子力安全委員会の下に設立するよう、小泉首相に勧告して下さい。内部告発の受け入れはこの監査機関が受け付け、処理するようにして下さい。
5. プルサーマル計画を白紙撤回し、六ヶ所再処理工場の建設および稼働・ウラン試験計画を中止して下さい。プルトニウム利用政策を中止し、すべての原子力情報を公開し、国民的合意が得られるまで、原発・核燃料サイクル政策について国民的議論を各地で展開して下さい。
6. 原発の設備利用率80%を前提とする「運転年数40年の原発発電単価は5.9円/kWhであり、他の電源と比べて遜色ない」との主張を撤回し、経済性のない危険な原発の運転・建設を強引に進めるのを止めて下さい。使用済核燃料を立地自治体に押しつけるのをやめ、使用済核燃料の処理・処分政策で国民的合意が得られるまで、使用済核燃料を生み出す原発の運転を止めて下さい。
7. 貴職は小泉首相および遠山文部科学大臣と連名で5月22日付政令第174号を発令し、電源開発促進対策特別会計法施行令の使途に原子力・エネルギー教育支援事業交付金を明記しました。これは原発推進予算である電源特会を使って原子力推進教育を学校現場に持ち込ませるものであり、行政による教育への不当な支配に当たり、教育基本法に違反します。今回の一連の事件で「原子力安全文化」が腐敗しきっていることは明らかであり、教育現場に混乱を持ち込まないため、当該交付金を執行停止させ、施行令の使途から原子力・エネルギー教育支援事業交付金を削除して下さい。

以上

原子力安全・保安院長

佐々木 宜彦 様

関西電力に、交換した7基の原子炉容器上蓋管台の 検査記録の総点検と現物調査を行わせて下さい

若狭連帯行動ネットワーク

貴職は9月26日、電力会社の提出した総点検実施計画をふまえ、原発の重要な設備を対象に行われた自主点検での不正の有無については過去10年間(東京電力は14年間)にさかのぼり調査することを追加要請しています。ところが、関西電力は1996～2001年に交換した原子炉容器上蓋については総点検しないと主張しています。これは上蓋の自主点検記録における不正を隠ぺいする意図があるのではないかと私たちは疑っています。貴職は10月11日の衆議院経済産業委員会での北川れん子議員の質問に対し、交換した原子炉容器上蓋の自主点検記録も総点検の対象に含まれることを認めています。関西電力に対し、交換した原子炉容器上蓋についても総点検するよう改めて行政指導して下さい。

私たちがこれを求めるのには、歴史的な経緯と理由があります。

まず第1に、関西電力が1994年9月に原子炉容器の上ふた交換を発表した際、「原子炉容器上ふたについては定期検査における供用期間中検査等により、現状でも健全性は十分に確保されているが、海外における上部ふた管台での損傷事例等に鑑み、今後の保守性、経済性等を総合的に勘案した結果、将来的な健全性維持を図るという予防保全の観点から、新しい上部ふたに取り替える」と説明しています。ところが、東京電力幹部は1997～2002年に福島第一原発1・2・3・5号のSUS304製シュラウドを「予防保全」のためと称してSUS316L製に交換したことについて「傷もないのに『予防』という理由だけで交換することは考えられない」と語っています。関西電力においても、1基30億円もする上ふたを、傷もないのに交換するとは到底考えられません。

第2に、関西電力は、1990～1992年に原発9基で上ふた管台の外観目視や液体浸透検査を実施し、美浜2号では1993年1月から渦電流探傷検査を実施していたにもかかわらず、関西電力が神戸市で開いた1993年4月23日の公開説明会では、「耐圧漏洩検査以外に検査していない」と嘘をつき、隠し通しました。同年9月10日になって福井県には検査の結果「異常なし」と連絡したのですが、本当に異常がなければ公開説明会で堂々と「異常なし」と説明したはずですが。

第3に、関西電力は9月26日の原子力安全・保安院の要請を受けた後も、供用中でないすでに交換した機器については、過去10年間にさかのぼっても総点検の対象にしないと主張しています。つまり、1996～2001年に交換した7基の原子炉容器上ふたの自主点検記録は総点検の対象外になっています。7基とも交換した上蓋はすべて、交換した蒸気発生器と共に原発サイトに保管してあり、現物との照合が可能です。検査記録の総点検で上蓋管台のひび割れが見つければ、技術基準適合義務違反の傷かどうかをチェックできます。だから、総点検しないのではないかと、私たちは疑っています。

第4に、関西電力の用いた渦電流探傷検査は検査精度が悪く、ひび割れが肉厚の20～40%も入っていなければ検出できず、60%の深い傷でも検出できない場合があることがわかっています。つまり、ECT検査のインディケーションにひび割れと判断すべきかどうかのグレーゾーンが極めて広いのです。

それを良いことにして、関西電力は、ひび割れやその疑いのあるものを「異常なし」と福井県や国に報告していたのではないかと、私たちは疑っています。

貴職は10月1日の中間報告で「今般の事案にみられるような、安全上問題がないと判断した事象は公表しないという事業者の誤った認識は、こうした信頼を醸成するプロセスを軽視するものであり、今般の事案について、原子力に携わる事業者として説明責任を果たしていくという認識が不十分であったことが要因の一つとして考えられる」と述べています。また、「原子力安全についての科学的・専門的判断に対し国民や地域住民から理解と信頼を得るためには、他の産業の場合と比較してもより一層の努力が必要である。具体的には、国及び事業者のそれぞれが安全性の判断について、科学的・合理的な根拠に基づき、国民や地域住民に対して明確かつ十分に情報公開や説明を行い、説明責任を果たしていくことにより、国民や地域住民との間で情報を共有し、信頼を得ていくことが必要である」とも、述べています。

関西電力は、この中間報告に記載された「説明責任を果たして」おらず、不信感を募らせています。そこで、貴職に改めて下記の2点を強く要請します。

1. 関西電力に対し、すでに交換した原子炉容器上蓋の管台に関するすべての検査記録を、下請会社との照合および保管中の交換された上蓋との照合も含めて総点検するよう行政指導して下さい。
2. 関西電力の「異常なし」との「判断について、科学的・合理的な根拠に基づき、国民や地域住民に対して明確かつ十分に情報公開や説明を行い、説明責任を果たしていく」ように指導して下さい。

以上